

令和4年

大 槌 町 議 会 会 議 録

第3回臨時会	5月27日	開会
	5月27日	閉会

大 槌 町 議 会

令和4年5月27日（金曜日）

第3回大槌町議会臨時会会議録
（第1日目）

開 会 午前10時00分

○議長（小松則明君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は12名であります。定足数に達しておりますので、令和4年第3回大槌町議会臨時会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（小松則明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、議長において指名いたします。

8番、阿部俊作君及び9番、東梅康悦君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（小松則明君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期は本日1日限りとしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小松則明君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

日程第3 承認第1号 大槌町町税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告に関し承認を求めることについて

日程第4 議案第29号 大槌町職員の不祥事に係る第三者委員会設置条例の制定について

日程第5 議案第30号 大槌町非常勤特別職の職員の報酬に関する条例の一部を改正する条例について

日程第6 議案第31号 令和4年度大槌町一般会計補正予算（第1号）を定めることについて

○議長（小松則明君） 日程第3、承認第1号大槌町町税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告に関し承認を求めることについてから、日程第6、議案第31号令和4年度大槌町一般会計補正予算（第1号）を定めることについてまで、4件を一括議題といた

します。

ただいま議題に供されました議案について、当局からの提案理由の説明を求めます。
総務課長。

○参事兼総務課長（藤原 淳君） 令和4年第3回大槌町議会臨時会における承認1件、議案3件につきまして、一括して提案理由を申し上げます。

承認第1号大槌町町税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告に関し承認を求めることについては、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が本年3月31日に公布され、いずれも原則として本年4月1日から施行されたことに伴い、大槌町町税条例の一部改正を専決処分したものであります。

議案第29号大槌町職員の不祥事に係る第三者委員会設置条例の制定については、職員の不祥事の発生原因を究明し、その再発防止のための具体的な施策及び不祥事への対応等を検討するため、地方自治法第138条の4、第3項の規定に基づき、第三者委員会を設置するため制定するものであります。

議案第30号大槌町非常勤特別職の職員の報酬に関する条例の一部を改正する条例については、非常勤特別職の職員の報酬に関する新規条例の制定等に伴い、所要の改正をするものであります。

議案第31号令和4年度大槌町一般会計補正予算（第1号）を定めることについては、第三者委員会設置に係る費用及び新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金による経済対策等に伴う増額補正であり、歳入歳出予算に9,526万1,000円を追加し、歳入歳出総額を90億788万7,000円とするものであります。

以上、提案理由を申し上げます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○

日程第3 承認第 1号 大槌町町税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告に関し承認を求めることについて

○議長（小松則明君） 日程第3、承認第1号大槌町町税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告に関し承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。税務会計課長。

○税務会計課長兼会計管理者（藤原英志君） 承認第1号大槌町町税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告に関し承認を求めることについて、説明いたします。

次ページの専決処分書をお開き願います。

地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が令和4年3月31日にそれぞれ公布され、いずれも原則として同年4月1日から施行することとなったことに伴い、大槌町町税条例の一部を改正の必要が生じたので、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分するものです。

専決処分日は令和4年3月31日であります。

次ページの新旧対照表をお開き願います。

大槌町町税条例の一部改正中、第35条の7については、法律改正に合わせて寄附金、税額控除における控除対象団体の経過措置の終了に伴い、削除するものであります。

2ページ上段の第49条については、法律改正に伴う項ずれの反映による改正であります。

2ページ中段から3ページ上段にかけて、第72条の2及び第72条の3については、法律改定に伴う改正であり、改正後は下線部「ただし書の規定による措置を講じたものを含む」を追加したものです。ただし書の規定では、固定資産課税台帳等を閲覧に供する場合や記載事項の証明書を発行する場合において、固定資産課税台帳等に記載されている住所が登記所に対してDV被害者等の申出を行った者の住所であるときは、閲覧等をさせる際にDV被害者等の登記簿上の住所に代わるものとして総務省令で定める事項を記載することとするものであります。

3ページ上段からの第138条については、国民健康保険税の課税限度額について基礎課税分を63万円から65万円に、後期高齢者支援金等課税分を19万円から20万円に引き上げる改正であります。

3ページ中段から下段にかけての第145条については、国民健康保険税の減額についてで、減額して得た額の限度額を63万円から65万円に、後期高齢者支援金等課税分を19万円から20万円に引き上げる改正であります。

3ページ下段からは附則の改正であります。

3ページ下段から5ページ下段にかけての附則第10条の2については、地域決定型地方税制特例措置の対象となる土地、家屋及び償却資産に対し固定資産税を軽減する特例措置の規定の整備による改正であります。

6ページ上段から7ページ上段にかけての附則第10条の3については、法律改正に合

わせて省エネ改修工事を行った住宅に係る特例の拡充等に伴う改正であります。

7ページ中段から下段にかけての附則第12条については、法律改正に合わせて土地に係る固定資産の負担調整措置について激変緩和の観点から令和4年度に限りの措置として商業地等の令和4年度の課税標準額の上昇幅を評価額の2.5%とする改正であります。

7ページ下段から8ページにかけての附則第18条の4については、引用条項の削除による法律改正に伴う規定の整備の改正であります。

8ページ中段にかけての附則については、第1条は施行期日、第2条は固定資産税及び国民健康保険税に関する経過措置の規定であります。

以上、専決処分の報告について御承認くださるようお願い申し上げます。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより承認第1号大槌町町税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告に関し承認を求めることについてを採決いたします。

この採決は電子採決システムにより行います。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。お願いいたします。

押し忘れはありませんか。（「なし」の声あり）なしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。よって、本案は原案のとおり承認することに決定されました。

○

日程第4 議案第29号 大槌町職員の不祥事に係る第三者委員会設置条例の制定について

○議長（小松則明君） 日程第4、議案第29号大槌町職員の不祥事に係る第三者委員会設置条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。総務課長。

○参事兼総務課長（藤原 淳君） 議案第29号大槌町職員の不祥事に係る第三者委員会設置条例の制定について、御説明申し上げます。

次ページを御覧願います。

第1条は設置根拠の規定であり、附属機関としての設置であります。

第2条は委員会の所掌事務についてであり、委員会は町長の諮問に応じて調査及び審議を行い、当該諮問に応じて意見を述べるができるとしております。

第3条は委員会の人数の規定、第4条は委員を委嘱する者の職についての規定、第5条は会長を置くことの規定についてでございます。

第6条は委員会の開催について、第7条は委員会の公開について規定しており、原則公開とし、委員会の判断で非公開とできるとしております。

第8条は日当について、第9条は庶務について、第10条は委任について規定しております。

附則により、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上、御審議よろしくお願いいたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。菊池忠彦君。

○1番（菊池忠彦君） 条例の制定について伺いたいと思います。

先日の合同常任委員会でも説明があったように、第4条のところの「委員会の委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する」とあります。（1）から（3）まで、この（3）の「前3号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者」、ここのこの「町長が必要と認める者」のところに議員も入れるという、議員も委員に選任されるという私は認識であったんですけども、これが弁護士さんの見解で難しいと、町長と議員は利害関係にあるから難しいだろうという弁護士さんの判断であるというお話でございました。

いろいろ調べてみたところ、確かに日本弁護士連合会、いわゆる日弁連が2021年3月19日付で「地方公共団体における第三者調査委員会調査等指針」を取りまとめて同月24日付で各弁護士会へ送付しているわけであります。指針の趣旨では、委員の在り方のところで、適法かつ適正な行政の執行を確保するため、公正・中立な立場から利害関係を有しない者でなければならないというふうに明記してございます。ということはやはり、ここに、委員のところに議員を入れるというのも大変難しくなってくるのではないかなというふうに思っております。

しかしながら、3月の定例会でも取り上げられたように、この第三者、条例の未交付に関しての第三者調査委員会の設置に関して、議員を入れて調査しなければならないという町の方針から、ここの部分の弁護士さんの見解に対して町とすればどのように対処を行うのか、その辺をまずお聞きしたいのですが、いかがでしょうか。

○議長（小松則明君） 総務課長。

○参事兼総務課長（藤原 淳君） 改めてこの第三者委員会に議員の方が入れるかどうかというところを顧問弁護士さんのほうに問合せして、2度ほど確認しました。2回目の

回答のときなんですけれども、やはり第三者委員会というのは、あくまで本来は行政内部で行う調査のものを、透明性を高めるため、それから専門的見地から第三者によって調査を行うというものの趣旨になっているということでございます。議会という立場というのは、やはりそういった行政側のほう、執行権者のほうとはやはり独立してなされるべきだというような回答等をいただいております。なので、正式にこの第三者委員会のメンバーのほうとして入ることはなかなか難しいのではないのかなというふうには考えております。

ただ、この第三者委員会は原則公開というような形にしておりますので、その際に議員の方の分については傍聴等、内部でどういった審議がなされているのかということを確認することは原則としてできることになると思います。ただし、職員ヒアリングであったりだとか、そういったこともありますので、場合によっては非公開になる場合もあるのかなというふうに考えております。

○議長（小松則明君） 菊池忠彦君。

○1番（菊池忠彦君） そこで、この条例案の第6条の3のところなんですけれども、会長は、必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができるというふうでございます。これは会長がよしとすれば、オブザーバー的な立場で会議の決定権はないけれども、意見を申し述べることはできると、そういった認識でよろしいんでしょうか。

○議長（小松則明君） 総務課長。

○参事兼総務課長（藤原 淳君） この判断につきましては、第三者委員会のほうでの判断ということになります。ただ、条文を見る限りでは、意見等は聴くこともできるとしてありますので、その辺は運用する際に協議をして決めることができると思います。

○議長（小松則明君） 菊池忠彦君。

○1番（菊池忠彦君） 大変町民の皆さんも注目している部分でございますので、しっかりと条例を適用して議員も委員会に出席といいますか、参加できるような形を取っていただきたいと。御答弁はよろしいです。

以上です。

○議長（小松則明君） そのほかございますか。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより議案第29号大槌町職員の不祥事に係る第三者委員会設置条例の制定についてを採決いたします。

この採決は電子採決システムにより行います。

本案に賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。お願いいたします。

押し忘れはありませんか。（「なし」の声あり）なしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第5 議案第30号 大槌町非常勤特別職の職員の報酬に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（小松則明君） 日程第5、議案第30号大槌町非常勤特別職の職員の報酬に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。総務課長。

○参事兼総務課長（藤原 淳君） 議案第30号大槌町非常勤特別職の職員の報酬に関する条例の一部を改正する条例について、御説明申し上げます。

今回の改正は、大槌町職員の不祥事に係る第三者委員会設置条例の制定に伴い、所要の改正をしようとするものであります。

次ページ、新旧対照表を御覧願います。

改正後は、別表中に大槌町職員の不祥事に係る第三者委員会の委員を加え、報酬を弁護士及び学識経験者については1時間につき1万円、その他町長が必要と認める者については1時間につき3,500円とするものでございます。

附則により、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上、御審議よろしくお願い申し上げます。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより議案第30号大槌町非常勤特別職の職員の報酬に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

この採決は電子採決システムにより行います。

本案に賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。お願いいたします。

押し忘れはありませんか。（「なし」の声あり）なしと認め、確定いたします。
賛成全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第6 議案第31号 令和4年度大槌町一般会計補正予算（第1号）を定めることについて

○議長（小松則明君） 日程第6、議案第31号令和4年度大槌町一般会計補正予算（第1号）を定めることについてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（太田和浩君） 議案第31号令和4年度大槌町一般会計補正予算（第1号）を定めることについて、御説明申し上げます。

1 ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正、歳入。

14款国庫支出金1項国庫負担金、補正額1,210万8,000円の増は、新型コロナウイルスワクチン接種事業国庫負担金であります。

2項国庫補助金、補正額7,590万円の増は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等であります。

18款繰入金2項基金繰入金、補正額725万3,000円の増は、財政調整基金繰入金であります。

2 ページをお願いいたします。

歳出。

2款総務費1項総務管理費、補正額725万2,000円の増は、大槌町職員の不祥事に係る第三者委員会委員報酬及び第三者委員会運営費であります。

3款民生費1項社会福祉費、補正額1,300万円の増は、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金及び支給に伴う事務費であります。

2項児童福祉費、補正額649万7,000円の増は、子育て世帯への臨時特別給付金及び支給に伴う事務費であります。

4款衛生費1項保健衛生費、補正額2,851万2,000円の増は、新型コロナウイルスワクチンの4回目接種に係る経費の増であります。

7款1項商工費、補正額4,000万円の増は、地域経済活性化事業業務委託料であります。

以上、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,526万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ90億788万7,000円とするものです。

以上、御審議よろしくお願いたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。

6ページをお開きください。失礼いたしました。5ページでした。

歳入、一括します。

6ページをお開きください。

歳出、2款総務費1項総務管理費。臼澤良一君。

○2番（臼澤良一君） これは第三者委員会の設置についての予算ですけれども、他の自治体ではしっかり対応できているのに、大槌町でできていなかったということで725万2,000円の多額の予算を使って第三者委員会の設置を命令するわけですけれども、これ本当に私もったいない予算だと思っています。なぜなら、コロナウイルスで大変困っている人とか子育て世帯とか、そういう方々に特別に給付して回してやりたいぐらいの思いを持っています。この725万2,000円を使ってしっかりと不祥事ができるのか、そういう決意表明をお伺いしたいと思います。

○議長（小松則明君） 町長。

○町長（平野公三君） 御指摘のとおり、本来あってはならないことであります。今回の第三者委員会につきましては2件に係るものでして、やはり発生の原因究明とこれからの対策をしっかりとこの中で、第三者委員会の中から導き出すことについてしっかりと受け止めて二度とないような、そういう形で事務の運営を図ってまいりたいと思います。

○議長（小松則明君） 臼澤良一君。

○2番（臼澤良一君） ありがとうございます。今、町長の決意表明を言われましたね。そのとおりやっていただけと思っています。

町として第三者委員会を設置するには、やっぱり厳しい調査結果等々をこれから受ける覚悟が必要だと思っていますので、ぜひ厳しい結論とか調査結果が出ても、それに対してしっかりと受け止めて対応していただければありがたいです。コメントがあればお願いします。

○議長（小松則明君） 町長。

○町長（平野公三君） しっかりと第三者委員会の結論につきましては、決して結論だけではなくてそのプロセスもしっかりと報告をしながら、導き出された結果につきまして

はしっかり受け止めてどういう対策を取るか、どうするのかという部分まで考えていきたいと思います。

○議長（小松則明君） 金崎悟朗君。

○11番（金崎悟朗君） 同じところの質問で申し訳ございませんけれども、ここの725万2,000円プラス掲示板の移動もあるから、またさらに出費がかさむと。そのときに、この第三者委員会が終わった後は、やはりそれなりの、役所のほうできちっとした整理がなされると思うんですよ。そのときにこの金額の重さというのを、何もこの部分を減らせということではありませんけれども、その重さをどのぐらい認識できるのか、これにかかってくると思います。ましてや先ほどの条例じゃないですけども、例えば議員からも利害関係で出られないとなれば、やはりその辺もきちっと考えて、踏まえて、ちゃんとした行動を取っていただきたいというように思いますけれども、それについて。

○議長（小松則明君） 町長。

○町長（平野公三君） 第三者委員会の結論につきましてはしっかりと受け止めながら、もちろんそこに関わる私も含めて職員がいるわけですから、それを受けてこの第三者にかけるという部分での懲戒も含めて、様々な形でそれを受け止めて行っていきたいと思えます。

○議長（小松則明君） 質疑を終結いたします。討論に入ります。失礼いたします。進行いたします。

3 款民生費 1 項社会福祉費。進行いたします。

2 項児童福祉費。進行いたします。

菊池議員。

○1 番（菊池忠彦君） 7 ページの上段、民生費児童福祉費の扶助費、子育て世帯への臨時特別給付金のところで伺いたいと思います。

低所得の子育て世帯へ特別給付金550万円、内訳が児童1人当たり5万円で110名の給付ということでございます。本補正予算にある地方創生臨時交付金の総合緊急対策として、児童1人当たり5万円に対して上乗せを行って10万円の給付を行うなどの対応も可能というふうに、国では生活困窮者への支援というのを検討してくださいというふうにしているんですけども、これに対して町としてはそういった上乗せ給付ということは考えられなかったのか、その辺を伺いたいと思うんですが。

○議長（小松則明君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（小笠原純一君） お答えいたします。

今回、子育て世帯に関します給付に関しまして、1人当たり5万円というふうな単価で国のほうから示されたところでございます。これにつきましては、議員の御指摘がありましたとおり、果たして5万円がいいのかどうかというところは課内及び近隣の市町村の担当とも情報交換をしながら、これ以外にも、今後県のほうでも給付制度を検討しているというふうな情報もございましたので、取りあえずこの部分に関しましては子育て、18歳までと広く支給されるものでありますので、今回の給付にあつては国の基準に合わせた形での対応ということで進めております。

○議長（小松則明君） 菊池忠彦君。

○1番（菊池忠彦君） 今後県などの支援もあるということなんですけれども、物価高騰の昨今、やはりもちろん子育て世帯のみならず全町民がこのコロナ禍での現状、この物価高騰という現状を肌で感じているというところだと思うんですけれども、でも、まずは一番困っているところというところで住民税非課税世帯、そしてこの低所得の子育て世帯への給付となったというふうに思うんです。

ただ、地域経済の活性化も大事です。もちろん大事です。もちろん大事なんだけれども、やはり社会活動が活発となってきている昨今でございますから、大事は大事なんだけれども、やはり消費の下支えということを考えると、給付額に対しての上乗せの検討は私はやぶさかではなかったのではないかなというふうに思うんですけれども、町長、これに関してどのようなお考えをお持ちですか。

○議長（小松則明君） 町長。

○町長（平野公三君） 今、担当課から話があったとおり、上乗せの部分もありましたし、横出しの部分もいろいろ考えました。今回は国どおりということになりますけれども、引き続きながら国においても補正予算を組まれるということになりますので、議員御指摘のとおり、子供を育てる家庭に対する補助体制についてはこれからの部分で考えていきたいと思っておりますし、また、それ以外の方々にも様々に今やはり物価高騰ということで影響が出ているのもありますので、それをしっかり見据えて、もう一度この部分については提案をしていきたいと考えております。

○議長（小松則明君） 菊池忠彦君。

○1番（菊池忠彦君） もし、第2次の補正があった際には、ぜひ考えていただきたい。それと今、町長のほうからもありましたけれども、ぜひ次の補正の第2弾の際には、一

次産業であるとか、あるいは運輸交通、それから建設業を含む中小企業の原油価格、それから物価高騰の影響を受けている産業の分野にも、ぜひしっかりと調査を経て支援していただきたいと思いますが、これ町長、お約束していただけますか。どうでしょう。

○議長（小松則明君） 町長。

○町長（平野公三君） 補正が出てまいりますので、それを見ながらということになりますから、また、今現在使っている補正がかかって動かす部分もございますので、残った部分も含めて、今議員御指摘の部分にしっかりとそれぞれの産業を含めて、補正予算を含めて、しっかりと考えていきます。

○議長（小松則明君） 進行いたします。

7款商工費1項商工費。ちょっとお待ちください。私も間違うときがありますので御容赦を。

1項保健衛生費。芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） せっかくと思ったので。

ワクチン接種、この前の説明だと65歳以上を中心として、それ以下については基礎疾患を有する者ということだったんですが、いわゆる3回目までは医療従事者とか、職域接種、福祉関係者とか、あと最後のほうには学校の先生方とか、いろいろ出てきました。これらについての方向性について。

○議長（小松則明君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（小笠原純一君） お答えいたします。

医療従事者あるいはそれに準ずる形の接種の対応というところでございますが、まずは医療従事者等につきましては3回目接種、これまでと同様に県のほうで主導で行うというところであります。その方々の接種に関しましては昨日、県立病院のほうからも連絡があり、大槌町内においては現時点では約10名が接種の対象となるような話がございました。

ただ、一方では基礎疾患を有する者、あるいは医師の判断によって接種の対象となられる方に関しては今後、意向調査というか、本人から状況を聞きながらということでもありますので、若干その分の数は増えるのではないかなというふうに思っております。

また、町のほうでも、やはり感染した場合に非常に機能が停滞をするような福祉関連で従事される方に対する接種につきましても、やはり条件といたしましては60歳以上の方、あるいは60歳未満の方においては基礎疾患を有する方につきましては今後、順次5

か月経過後、接種対象可能となった準備ができ次第対応していきたいなど、このように考えております。

○議長（小松則明君） 芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） そういう報道なんですよ。でも、結局施設で持ち込むというのは入居している、サービスを利用している人よりは職員とか家族なわけですよ。この接種が促されないということは、やっぱり何かミスטיクなような気がします。そのことについて、福祉課長、個人の見解でもいいですよ。結局、行政が執行するときにはいろんなルールがあってやるんだけど、現場、現実はそうではないという不具合を申しているんですよ。それについてどのように対応を考えているのか伺います。

○議長（小松則明君） 難しいな。福祉課長の……。

○13番（芳賀 潤君） では、質問を変えます。

では、65歳以上を基本としながらも、基礎疾患を有する者が65歳以下の人たちなわけですよ。それであれば、逆に福祉従事者が基礎疾患はないけれども、やはり働く環境がそうなので希望していると。やっぱり私たちは施設の中に持ち込みたくないの、ワクチンがあるのであれば接種をしたいという希望があるのであれば、そういうところを行政として県とか国に働きかけていく必要があると思いますが、いかがですか。

○議長（小松則明君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（小笠原純一君） ありがとうございます。

議員の御指摘があるとおおり、まさしくそこは必要性はあると、担当課としても捉えております。3回目を接種するに至る背景といたしましては、やはり1回目、2回目の接種に伴ってその免疫力が高まると。それから時間の経過とともにその免疫力が下がる、低下をします。また、ウイルス自体が変異を続けているということで、やはりなかなかコロナ禍の状況も収まらないというふうな状況を踏まえ、今回3回目あるいは4回目の接種が進んできております。このような状況からいきますと、今御指摘ありますとおおり、4回目接種においても、やはり生活の上で必要とされるキーパーソンの方々に関しては接種していく必要があるかなというふうに思いますので、今後国のほうの方針も若干変わるかもしれませんが、引き続き変わっていただくような形の取組を町としても進めていきたいなど、このように思います。

○議長（小松則明君） 芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） もう4回目ともなっていて、ワクチンが始まってもう1年以上が経過

したということは、もうこれはワクチンではなくて予防接種ですよ。もうインフルエンザも予防接種なんだけれども、ワクチンというのは1回打ったら何十年も免疫があるものをワクチンと、私の見解ですよ、間違っていたらすみませんけれども、もうコロナの予防接種が毎年あるような雰囲気になっていくのかなという気がします。

それと、一般質問でも通告しているんですけども、そういう病気がいつまでも指定感染症だということの不具合なんです。経済を動かさないといけない、人は動き出した、でも結局、指定感染症になったために保健所から自宅待機の期間を命ぜられる。何かいろんなミスマッチが、もう何ていうんだろうね、出てきているというのが現実です。指定感染症とインフルの違いが、財政的に言うと満額公費で賄えるものと自己負担を伴うものに、お金の面ではそういうふうな違いはあるけれども、やはりこの点も議論していかないと、どうしても行動制限をどこまでもされる職場と、もう自由に動けるのというのも、だから私、福祉とか医療従事者以外で、弱者と呼ばれる方を見守りながら就業している人の立場というのを非常に、何というのかな、心労に絶えないところがあると思いますので、いずれ何かそういう関係会議とか連絡会議があったら、その点についても積極的に発言をなさっていただきたいかなと。もう県内の中で3回目を接種していても、高齢者も職員もなってクラスターになる。

ただ、重症化しないから死亡がそんなに多くなっていかないというので、そんなに大きな行動になっていないんですけども、いずれ、そういうことが今現状ではないかなと思いますので、何か所見があれば伺います。

○議長（小松則明君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（小笠原純一君） ありがとうございます。

まさしくワクチンを接種することで万が一感染した場合には重症化しない、要は軽症で済むと。ただ、一方ではそういうふうな症状が軽快というか軽い状況でありますので、逆にその症状が発見しにくくなって、世の中で感染が広がるような可能性もなきにしもあらずと。一長一短なところが、このワクチンの仕組みとしてはあるのではなかろうかなと捉えているところであります。やはり感染した場合には、指定感染症でございますので、対応については国及び県のほうが対応すると。市町村に対しては感染予防対策の周知徹底をしてくださいというところであるんですが、今お話しありますとおりに、もう2年以上この状態が続いているということから、やはり何かしら解決できる打開策をこれから講じていけたら、もしくは今の状態の中でやはり町民の皆さんで不便のあると

ころをいかにその部分を解消できるかというのは、やはり対応に取り組んでいくことが行政の役割ではないかなというふうに思っておりますので、今後も必要な部分に関しましては関係機関のほうに情報を提供させていただきながら、地域の中でこういった困っている点がある部分に関してはできる限りで支援をしていきたいなど、このように考えております。

○議長（小松則明君） 東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） 今回の4回目のワクチン接種に伴う予算であります。その中で健康管理システムの改修業務委託ということで450万円ほど計上されております。この金額が高いのか安いのかというところの御判断をまず見解を伺いたいのと、あわせて今回の補正、この社会福祉費及び児童福祉費にシステム改修ということで含めて3本の部分があります。このシステム改修は、458万円分を含めて同一業者が行うのかどうかというところも併せてお願いします。

○議長（小松則明君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（小笠原純一君） お答えいたします。

まず、児童福祉費の子育て世帯の特別給付システムに関しましては、この給付対象の方が児童扶養手当の支給対象者であるということで、新たに今回の給付を行うのに、そのデータを入れ込む必要があるということから改修をするものでございます。

また、コロナのほうのシステムに関しましては、やはり1回目、2回目、3回目、そしてまた今回4回目が新たに追加されますので、福祉の管理システムの中でのワクチン接種の情報を入力するための改修に要する費用でございます。これ2つにつきましては、どちらも県内の同一事業者の作業による改修であります。

○議長（小松則明君） 東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） 行政を進める上で、システムを改修しなければいけないということは承知しております。これ関連があるかどうかちょっとお聞きしますが、3月議会で機器等のリースとか、そういうものを長期契約しますよという条例改正を覚えていますよね。そういうものを含めた中で、一連の条例改正というものは行政コストの削減、そしてまた安定的な保守管理というところが最大の目的だったと私は承知しておりますが、こういうようなシステム改修等も、例えば同じ業者さんがこのシステムを改修する場合、1本でやる場合100万円するものが、2本、3本するから80万円、90万円になるというのは、そういう世界でありますよね。ですので、なるべく、このぐらいかかります、は

い、分かりましたではなく、やはりその部分に関しましてはもう少し交渉を、していると思うんですが、そういうような心構えで、先ほど役場の不祥事で700何万円、財調から出さなければいけないという本当に大変な金額が出るわけですから、ぜひそういう部分で削減、けちれじゃないが、コスト削減に向けたこの部分をやっていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（小松則明君） 副町長。

○副町長（北田竹美君） 今御指摘の部分につきましては、例えばコロナに関して例を挙げますと、システムを改修する場合にはシステムをつくっている、製造しているという会社と、それからメンテナンスをする会社と様々ございまして、一概に1社だけというふうにはいかない、あるいは複数絡んでいる部分もございまして、その辺の事情というのは十分私も承知しております。最終的にこの改修等に判を押す者として、その辺の補修経費、改修経費の在り方については十分目を光らせて指示をしていきたいというふうに思っております。これに限らず、システム補修に限らず、予算の効率的な、安定的な使い方というものに関して、きちっと見てまいりたいという心構えではおります。よろしく願いをいたします。

○議長（小松則明君） 進行いたします。

7款商工費1項商工費。

質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより議案第31号令和4年度大槌町一般会計補正予算（第1号）を定めることについてを採決いたします。

この採決は電子採決システムにより行います。

本案に賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。お願いいたします。

押し忘れはございませんか。あります。（「なし」の声あり）なしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

○議長（小松則明君） 以上で本日の日程は終了いたしました。今日は私は失礼いたしました。また今後も一生懸命働きますので、よろしく願いいたします。

これで本日の会議を閉じます。

令和4年第3回大槌町議会臨時会を閉会いたします。

御苦労さまでございました。

閉 会 午前10時49分

上記令和4年第3回臨時会会議の次第は、書記の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

議 員

議 員